

小樽市における 高齢者虐待について

小樽市役所 福祉保険部 福祉総合相談室
地域包括ケアグループ 宗像 雄輔

【小樽市 福祉保険部 福祉総合相談室 地域包括ケアグループ】について

▶ 5つに分かれている福祉総合相談室の...

○主に高齢者の方たちの分野を担当

- 介護予防・日常生活支援総合事業
要支援の方の訪問・通所サービス、介護予防教室
- 包括的支援事業
在宅医療・介護連携、生活支援体制整備事業
- 養護老人ホームへの入所措置

▶ 高齢者の権利擁護

- ・ 通報による立ち入り調査 → 虐待の認定

通報を受け、ケースによっては当市介護保険課事業所指導担当や道(後志総合振興局)と連携し、立ち入り調査や**虐待の認定**を行う。その結果によって、地域での虐待では【やむを得ない措置などによる分離や面会の制限】を、事業所等施設での虐待では虐待認定の結果、事業所指導担当や道から【改善命令や事業の制限、場合によっては事業の廃止、指定の取り消し】の権限を行使する場合もある。

小樽市における高齢者虐待の通報・相談状況(平成30年度～令和4年度)【資料1】

【資料1】

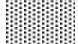
小樽市における高齢者虐待の通報・相談状況(平成30年度～令和4年度)

1. 件数(新規受付分のみカウント、施設内虐待は含まず)

	H30	R元	R2	R3	R4
通報・相談件数	41	40	32	52	30

2. 内容(重複あり)

	H30	R元	R2	R3	R4
身体的虐待	23	29	20	39	21
介護等放棄	5	3	3	5	4
心理的虐待	9	8	9	13	11
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	11	6	2	7	7

※  は、各年度における、最高値(以下同様)

- 1.件数について:国の統計では虐待通報件数は年々増加。
小樽市の規模ではバラツキがみられる。統計的な差異はない。
- 2.内容(5類型):国の統計と同様、身体的虐待が最も多く、
次いで心理的虐待が多くみられる。→心理的虐待は潜在的にはもっと(最も)多いのではないかとされている。

3. 通報・相談者

	H30	R元	R2	R3	R4
本人(被虐待者)	4	0	0	6	3
家族・親族	2	2	5	6	5
民生委員	1	0	0	0	0
事業所職員等	19	9	4	10	11
警察	11	25	20	22	8
行政職員	3	2	2	1	1
その他	2	2	1	7	2
計	42	40	32	52	30

4. 被虐待者(疑いを含む)の年齢・性別

		H30	R元	R2	R3	R4
男	65～69歳	0	5	0	2	1
	70～79歳	6	4	3	8	5
	80～89歳	4	2	5	4	4
	90歳以上	0	0	0	1	0
	計	10	11	8	15	10
女	65～69歳	4	5	1	5	2
	70～79歳	8	13	12	9	9
	80～89歳	10	10	11	18	9
	90歳以上	9	1	0	5	0
	計	31	29	24	37	20

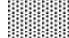
3. 通報者：例年、警察と事業所職員からの通報が多く、合わせると6割を超える。→ 国・当市ともに虐待の早期発見に重要

4. 被虐待者：女性の70～80代に多い。男女比は1:2

「認知症である」「高齢」の「女性」→ **高リスク要因**

5. 被虐待者(疑いを含む)介護認定の状況

	H30	R元	R2	R3	R4
要支援1、2	0	3	3	5	5
要介護1	4	4	3	8	5
要介護2	9	5	5	6	4
要介護3	6	4	1	6	3
要介護4	3	1	3	2	2
要介護5	2	1	0	3	1
その他	17	22	17	22	10
計	41	40	32	52	30

※  その他を除く要支援・介護でみたときの最も多いカテゴリー

6. 被虐待者(疑いを含む)から見た養護者との関係

	H30	R元	R2	R3	R4
夫	8	11	14	13	10
妻	3	4	3	10	4
息子	22	15	7	18	8
娘	6	3	4	5	3
兄弟姉妹	0	1	0	0	1
その他	2	6	4	6	4
計	41	40	32	52	30

5. 介護認定：認定なし(その他10件)～要支援1、2～要介護1と、比較的軽度に多くみられる。国では介護度が重いほど増。

6. 養護者：夫10件～息子8件で全体の6割超。国の統計とも一致。

男性介護 → **高リスク要因**

(参考)

●地域包括支援センター 虐待対応件数(月間報告数の合計)

	H30	R元	R2	R3	R4
東南部	31	46	39	50	80
南部	47	69	33	52	22
中部	43	47	34	56	22
北西部	20	19	5	25	6
合計	141	181	111	183	130

●R4虐待通報後の対応について

通報 52件



虐待認定 30件



分離 11件

●施設内虐待について

令和4年度は施設の職員による虐待(疑)として8件の通報・相談があった。

虐待と判断 → 6件

○地域包括支援センター対応件数:

継続相談の件数を含めると、年間100件を優に超える。

○通報後の対応: 通報52件 → 虐待認定30件 → 分離11件

○施設内虐待: 通報8件 → 虐待認定6件

資料のまとめとして

○小樽市の令和4年度の養介護者による虐待の傾向として

『70－80代の女性が、男性である夫や息子から、身体的な虐待を受け、ケアマネジャーや介護保険事業所に相談したこと、若しくはそれら事業所等が虐待を発見し通報したことから、虐待対応につながるケースが多かった一年』と言える。

○虐待発生の高リスク要因

『「認知症である」「高齢」の「女性」を「夫」や「息子」が介護を担う「男性介護」の世帯』が高リスクと言える。

→リスクが問題なのではなく、ワードについてアンテナを張ること、そして、養介護者が悪者なのではなく、養介護者にも支援が必要であることを意識するための要因と捉えることが重要。

ケース紹介の前に・・・高齢者虐待とは

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(高齢者虐待防止法より)』

- ▶ **第二条** この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。
- ▶ **2** この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- ▶ **3** この法律において「**高齢者虐待**」とは、養護者による高齢者虐待(地域での虐待)及び養介護施設従事者等による高齢者虐待(施設内虐待)をいう。
- ▶ **4** この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。(5養介護施設従事者等による高齢者虐待も同様)
- ▶ 養護者(養介護施設従事者等)がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
→ として虐待の5類型があげられている。

地域における虐待ケースについて

- 高齢者を現に養護する者から65歳以上の方に5類型に分類される虐待が認められたケース ※ 例外として...経済的虐待のみ「高齢者の親族」も対象となる。
- 相談や通報の多くは...
 - 夫婦喧嘩や親子喧嘩の範疇 ～ 緊急性や切迫性を認めない。
 - 被害者に支援が不要(加害者が現に養護していない)～ 定義外に分類
→ DV相談窓口やシェルターなど、しかるべき窓口を紹介
- 中には高齢者虐待には該当しないものの...
 - 緊急性や切迫性を認めるもの ～ 高齢者虐待防止法に準じた対応が必要
- 最近のケースでは...8050問題、精神疾患など課題が重複した困難ケースも増えてきている。～ 重層的支援(体制整備事業)が重要になっていく。

【ケース1】

【ケース2】

【ケース3】

養護者による虐待の発生要因について

○虐待者側の発生要因：全16項目中の上位6項目

【R3国統計】

【R4小樽市統計】

①介護疲れ・ストレス	52.4%	①精神状態が安定していない	37.5%	⇔②
②精神状態が安定していない	48.7%	①理解力の低下や不足		⇔④
③虐待発生までの人間関係	47.3%	①介護力の低下や不足		⇔⑥
④理解力の不足や低下	46.3%	②介護疲れ・ストレス	31.3%	⇔①
⑤知識や情報の不足	45.1%	②虐待発生までの人間関係		⇔③
⑥介護力の低下や不足	43.7%	②知識や情報の不足		⇔⑤

→ 小樽市は件数が少なく順位がつくほどの件数ではないが、国の統計の上位6項目と完全に一致した。虐待者側の発生要因として、虐待はこれらのものを要因として発生しやすいと考えられる。

○被虐待者側の状況(発生要因):全7項目中の5項目

【R3国統計】

①認知症の症状	55.0%
②身体的自立度の低さ	42.9%
③障害・疾病	36.3%
④精神障害などによる 認知機能の低下	31.5%
⑤排泄介助の困難さ	28.9%

【R4小樽市統計】

①身体的自立度の低さ	56.2%	⇔	②
②認知症の症状	50.0%	⇔	①
③障害・疾病	25.0%	⇔	③
④排泄介助の困難さ	18.8%	⇔	⑤
⑤精神障害などによる...	6.3%	⇔	④

→ 被虐待者側の状況についても順位に差異はあるものの、項目については一致した。被虐待者側の発生要因としても、虐待はこれらのものを要因として発生しやすいと考えられる。

⇒ 虐待を発見して防止することも重要だが、それぞれの要因に対して、それを解消、緩和できる支援を行うことで、発生自体を予防することが重要。そのためには高齢者・養護者双方に支援を提供することが重要。

施設内虐待のケースについて

【身体的虐待(疑)】

→【心理的虐待】

【身体的虐待(身体拘束)】

【経済的虐待】

【これらのケースに共通した課題として】

虐待もしくは虐待が疑われるケースと把握された以降も、速やかに市町村への通報がなされていない。

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』より

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- ▶ **第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を**受けたと思われる**高齢者を発見した場合は、**速やかに、これを市町村に通報**しなければならない。

⇒施設内で虐待に該当するか判断し、結果、虐待と判断された場合に通報するという
ことではなく、**疑いの事象を確認した段階**で市町村への報告を**義務付け**ている。

⇒虐待に**該当するかの判断は、あくまで市町村**で行います。高齢者の権利利益の擁護のため、あらためて速やかな市への通報をお願い申し上げます。

【虐待の通報をすること、虐待の認定を受けること】

- 自分が通報したとばれるんじゃないか...
守秘義務はもちろん、通報元の秘匿保護にしっかりと配慮しています。
- 施設に対する裏切り行為なんじゃないか...
虐待は入居者やその家族に対する重大な裏切り行為です。改善を目的に。
- 大げさに捉えているだけで虐待じゃないんじゃないか...
違えばそれでいい！という環境に。判断は責任をもって市町村で行います。

虐待の認定は施設を貶めるものではありません。被虐待者の権利擁護は勿論ですが、これまでのケースのように虐待の発生要因を分析し、原因となりえる人員不足、業務過多、指導力不足、不十分な相談体制など、職場環境の改善などについても指導し、結果として支援者である従業員にとってもメリットがある。

⇒ **虐待の予防につながることを目的**

まとめ

○ あらためて...高齢者の虐待を防止し、権利を擁護するということは
～『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(高齢者虐待防止法より)』

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「**養護者に対する支援**」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**高齢者の権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

つまり...

地域、施設虐待ともに、虐待者を取り締まり罰することが目的ではなく、虐待を防止し養護者や施設従事者が虐待者にならないように支援することを目的としています。

そしてそれを実現するために、市町村の責務や被虐待者に講じることのできる措置、そして養護者に対する支援のための措置を定めています。

虐待と認定することで、はじめて権限を行使し「被虐待者」への保護が対応可能となることもあれば、「現に高齢者を擁護するもの」や「養介護施設従事者等」も支援の対象であると明確にし、必要な支援や介入を可能となることもあります。

⇒ これまでの皆様の活動とご協力に感謝するとともに、今後とも当Gの活動が、虐待の防止と養護者や施設従事者である皆さまの支援にもつながることを心掛けて邁進したいと思えます。

ご清聴

ありがとうございます

ございました